

第7次宮城県地域医療計画（周産期医療）のポイント

全般事項（主なもの）

計画の趣旨

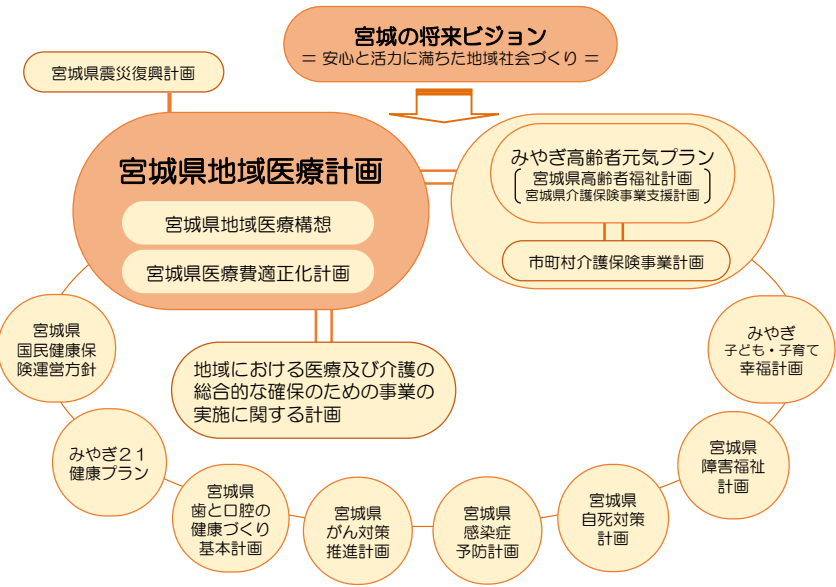
- 医療法第30条の4に基づき、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図ります。
 - 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づき、医療費適正化を推進します。
- ⇒医療計画と医療費適正化計画を一体的に策定

基本理念

- 県民の医療に対する安心と信頼の確保
- 良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立

計画の位置付け

- 「宮城の将来ビジョン」に掲げられた政策推進の基本方針の1つである「安心と活力に満ちた地域社会づくり」を実現するための計画です。



計画期間

- 平成30年度（2018年度）～2023年度【6年間】

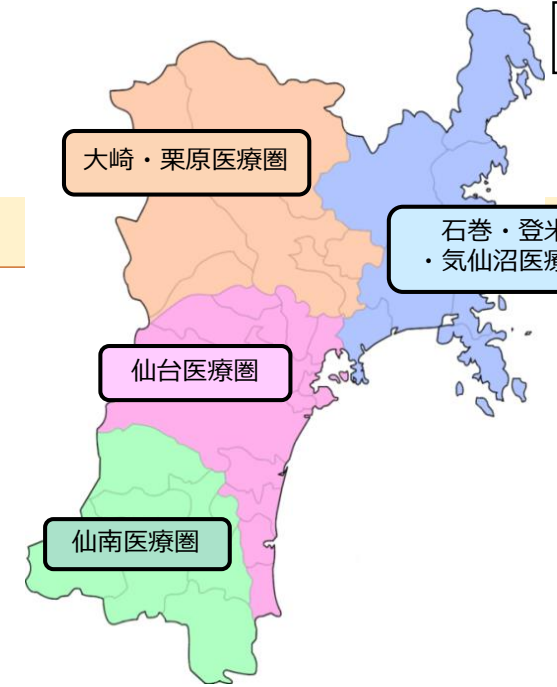


医療圏

医療圏の設定

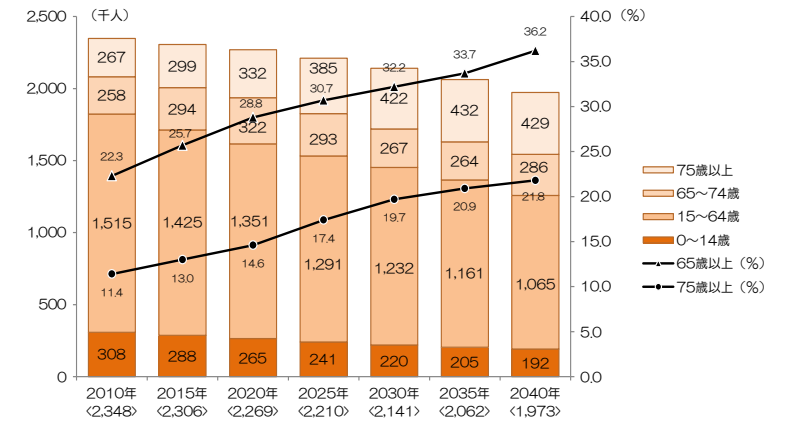
【二次医療圏設定の考え方】

- 二次医療圏は特殊な医療を除く一般的な入院医療サービスを提供する医療圏
 - 設定にあたっては、地理的条件等の自然条件、日常生活の需要の充足状況、交通事情等を考慮します。
 - 二次医療圏の見直し基準（国指針）
 - ・当該医療圏の人口規模が20万人未満
 - ・一般病床・療養病床の流入率が20%未満
 - ・一般病床・療養病床の流出率が20%以上
- ⇒本県では患者調査の結果や地域性等を考慮し、「仙南」「仙台」「大崎・栗原」「石巻・登米・気仙沼」の4医療圏とします。



人口統計（人口構造の変化）

- 宮城県の人口は今後、減少が徐々に加速していくと推計されています。
- 2015年と2025年を比較すると、15歳未満と15歳から65歳未満人口は合計で18万1千人減少しますが、65歳以上人口は59万3千人から67万8千人へと8万5千人増加します。



周産期医療

【目指すべき方向性】

地域で安心して子どもを産むことのできる体制の維持・充実を目指し、以下に掲げる取組を進めます。

- 周産期医療の機能分担及び連携強化と共に、周産期医療従事者の確保・育成・再教育による安全な医療提供体制の確保を図ります。
- 新生児医療の有効活用のための後方支援の充実と小児の療養・療育支援が可能な体制の確保を図ります。
- 災害時小児周産期リエゾンを育成する等、災害時の体制の強化を図ります。
- 妊産婦のメンタルヘルスケア等について連携体制の強化を図ります。

| 指標 | 2019年度時点 <2018年実績> | 2021年度時点 <2020年実績> | 2022年度時点 <2021年実績> | 2023年度末 | 出典 |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------|--|
| 周産期死亡率（出生千対） | 2.9 (全国3.3) | 3.9 (全国3.2) | 3.3 (全国3.4) | 3.3未満 | 「令和4年度宮城県周産期医療機能調査」（県保健福祉部） ※全国：「令和3年人口動態統計」（厚生労働省） |
| 新生児死亡率（出生千対） | 1.0 (全国0.9) | 1.2 (全国0.8) | 0.9 (全国0.8) | 0.9 | 「令和4年度宮城県周産期医療機能調査」（県保健福祉部） ※全国：「令和3年人口動態統計」（厚生労働省） |
| 周産期母子医療センター及び病院勤務産婦人科医師1人当たりの分娩取扱数 | 98.1件 (全国81.1) | 98.3件 (全国75.1) | 83.1件 (全国73.8) | 90件 | 「令和4年度宮城県周産期医療機能調査」（県保健福祉部） ※全国：「R2三師調査」（厚生労働省） |
| 災害時小児周産期リエゾン委嘱者数 | — | 13人 | 18人 | 23人 | 県保健福祉部調査（当該年度末時点） |